

# 高等教育段階の教育機関 と 職業能力開発施設・各省大学校 ＜目的・カリキュラム等＞

1. 高等教育段階の教育機関の目的・カリキュラム概要……………1～4
2. 職業能力開発施設の目的・制度・カリキュラム概要……………5～9  
(各省大学校の目的・制度概要は別紙参照)
3. 各種カリキュラム例……………10～18

# 高等教育段階における各教育機関の目的規定の比較

## 学校教育法における規定

## 活動内容

## 育成を図る能力

大学

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

学術の中心として、

広く知識を授けるとともに、

深く専門の学芸を教授研究し、

知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

短期大学

大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

深く専門の学芸を教授研究し、

職業に必要な能力を育成することを目的とする。

and / or

实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

高等専門学校

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

深く専門の学芸を教授し、

職業に必要な能力を育成することを目的とする。

専修学校

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（略）は、専修学校とする。

職業に必要な能力を育成することを目的とする。

and / or

实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

and / or

教養の向上を図ることを目的とする。

# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

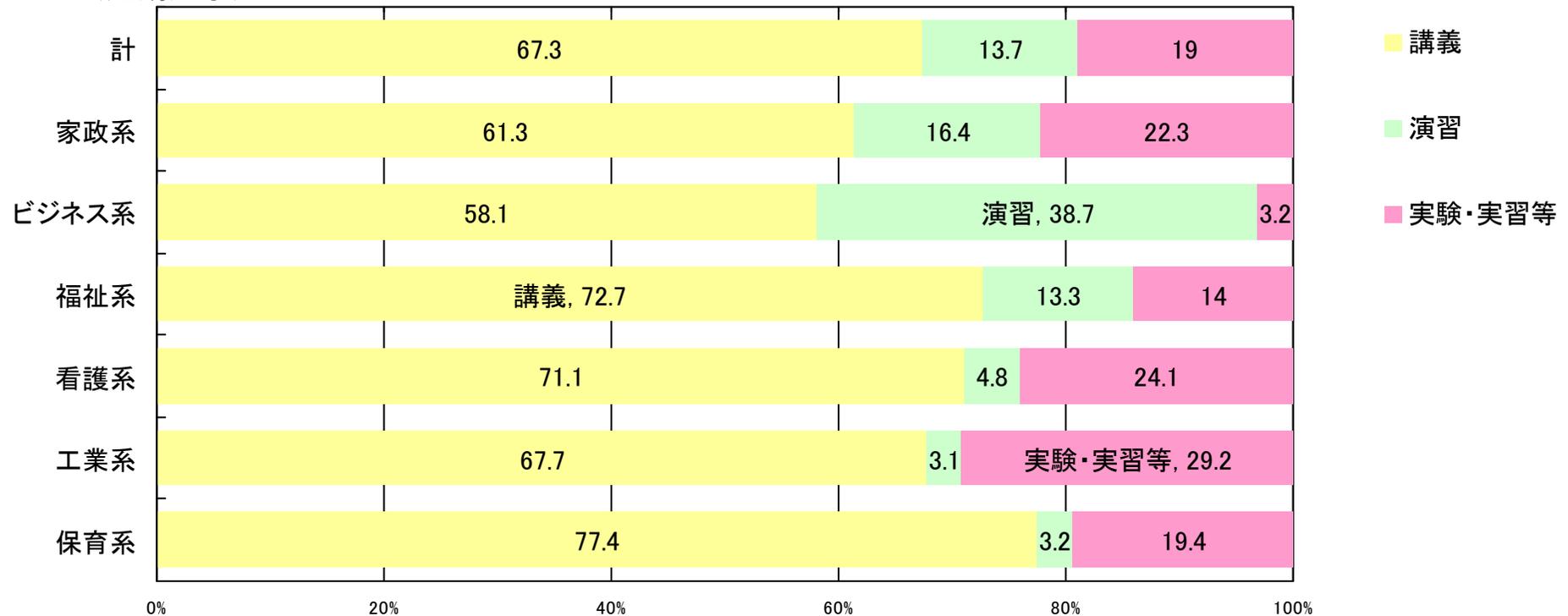
資料: 文部科学省調べ

※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

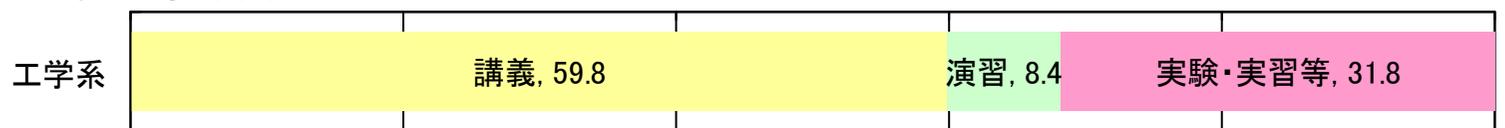
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%

(短期大学)



※ サンプル数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

(高等専門学校)

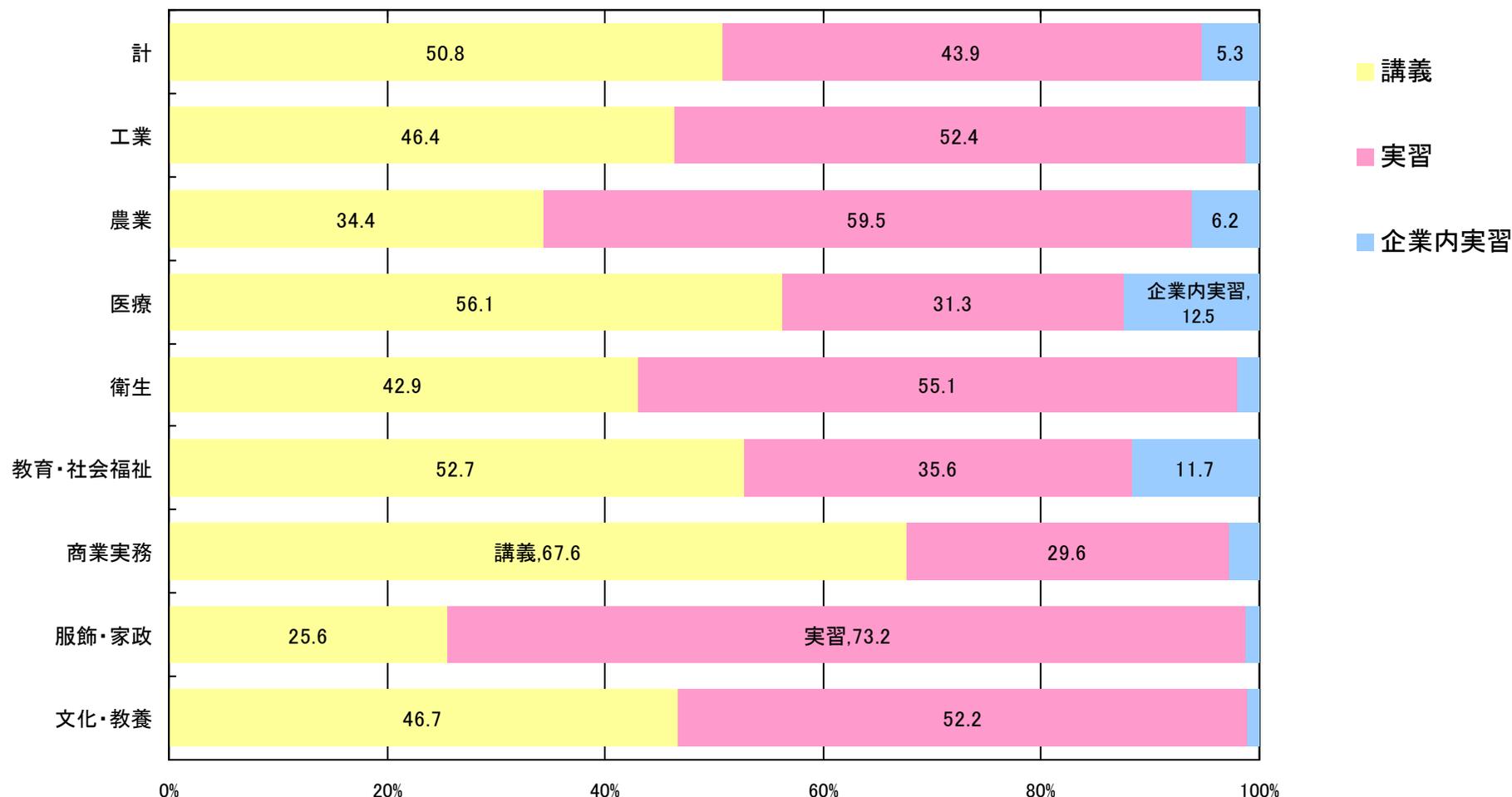


※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない)  
※ サンプル数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科)

資料: 文部科学省調べ

# 専門学校各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)

○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

※「実習」には演習、実験、実技含む。

※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

# 職業能力開発促進法の「目的」「基本理念」について

職業能力開発促進法は、職業能力の開発・向上の促進と、それによる職業の安定と労働者の地位の向上、経済・社会の発展への寄与を目的としている。

また、職業能力の開発・向上の促進は、産業構造の変化や、技術等の進歩による業務内容の変化に対する労働者の適応性の増大や、転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的・体系的に行われることを基本理念としている。

## 目的（第1条）

この法律は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)と相まつて、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者(※1)の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

### ※1 労働者

事業主に雇用される者(雇用労働者)及び求職者(第2条第1項)

## 職業能力開発促進の基本理念（第3条）

労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力(※2)の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計(※3)に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

### ※2 職業能力

職業に必要な労働者の能力(第2条第2項)

### ※3 職業生活設計

労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画すること(第2条第4項)

# 職業能力開発促進法における「関係者の責務」について

職業能力開発促進法では、事業主が雇用する労働者に係る職業能力の開発・向上の促進に努めることとされており、国・都道府県は、事業主等の自主的な努力を尊重しつつ必要な援助等を行うとともに、職業を転換しようとする者や特に援助が必要な者に対する職業訓練の実施等に努める責務があり、この責務に基づいて、公共職業能力開発施設を設置している。

## 関係者の責務（第4条）

### 事業主の責務（第1項）

事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

### 国・都道府県の責務（第2項）

国及び都道府県は、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じて必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

## 国・都道府県が行う職業訓練等（第15条の6）

### 第1項

国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- 一 職業能力開発校（略）
- 二 職業能力開発短期大学校（略）
- 三 職業能力開発大学校（略）
- 四 職業能力開発促進センター（略）
- 五 障害者職業能力開発校（略）

### 第2項

国及び都道府県が設置する前項各号に掲げる施設は、当該各号に規定する職業訓練を行うほか、事業主、労働者その他の関係者に対し、第十五条の二第一項第三号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる援助を行うように努めなければならない。

# 職業能力開発促進法に定められる職業能力開発施設

## ① 職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ)

高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する施設。

専門課程の職業訓練では、高等学校卒業者等を対象に、産業界の人材ニーズへの対応を重視し、豊富な実習、演習を通じて、一連の生産活動全般に対応できる実践力習得のための訓練を実施している。

- ・学校数： (独)雇用・能力開発機構立 大学校10校(その他附属短期大学12校)、短期大学校1校、  
都道府県立 短期大学校 13校 (平成22年4月現在)
- ・修業年限： 専門課程2年、応用課程2年
- ・定員規模： (専門課程) 機構立 入学定員2,110人 入校者数2,272人、  
都道府県立 入学定員1,080人 入校者数1,090人  
(応用課程) 機構立 入学定員760人 入校者数911人 (平成21年度暫定値)
- ・指導員： 専門課程の職業訓練指導員は、職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者でなければならない。

(※下線部分 注)

- 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 十年以上(長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 等 (※職業能力開発促進法施行規則第四十八条の二より)

## ② 職業能力開発総合大学校

産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応した職業訓練指導員の養成と再訓練を行う施設。  
高等学校卒業者等を対象に、職業訓練指導員の養成を目的とした訓練を実施している(学位取得可能)。

## ③ 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

ものづくり分野を中心に、失業者の早期再就職を図るための離職者訓練と、中小企業の労働者等に技能と知識を習得させるための在職者訓練を実施する施設。

## ④ 障害者職業能力開発校

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受講することが困難な重度障害者等を対象とした職業訓練を実施する施設。

# 高等学校卒業者等を対象とする職業能力開発大学校・短期大学校

高等学校卒業者等を対象として、高度職業訓練を行う2年制の専門課程(2800時間)を置く公共職業能力開発施設は、①職業能力開発大学校(10校)と②職業能力開発短期大学校等(26校)の2種類。制度上、29の専攻科が存在し、現在、20専攻科が訓練生を受入れている。

学年定員数 (公共職業能力開発)	訓練系	専攻科	訓練期間 (年)	訓練時間 (時間)A	訓練内容				
					必修科目 時間(合計)B	割合(%) B/A	実技時間 (合計)C	割合(%) C/B	割合(%) C/A
664	機械システム系	生産技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%
462	機械システム系	制御技術科	2	2,800	1,490	53%	825	55%	29%
0	機械システム系	精密電子機械科	2	2,800	1,545	55%	845	55%	30%
0	機械システム系	産業機械科	2	2,800	1,485	53%	785	53%	28%
55	機械システム系	メカトロニクス技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%
55	電気・電子システム系	電気技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%
134	電気・電子システム系	電子技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%
692	電子情報制御システム系	電子情報技術科	2	2,800	1,455	52%	780	54%	28%
215	居住システム系	住居環境科	2	2,800	1,485	53%	750	51%	27%
130	居住システム系	建築科	2	2,800	1,415	51%	680	48%	24%
0	居住システム系	建築物仕上科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%
20	居住システム系	建築設備科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%
20	居住システム系	インテリア科	2	2,800	1,450	52%	715	49%	26%
130	情報システム系	情報技術科	2	2,800	1,425	51%	715	50%	26%
30	情報処理科	情報処理科	2	2,800	1,535	55%	790	51%	28%
0	エネルギー技術系	原子力科	2	2,800	1,600	57%	750	47%	27%
40	物流システム系	港湾流通科	2	2,800	1,670	60%	895	54%	32%
40	物流システム系	物流情報科	2	2,800	1,700	61%	895	53%	32%
30	輸送機械整備技術系	航空機整備科	2	2,800	2,095	75%	1,350	64%	48%
20	化学システム系	環境化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%
20	化学システム系	産業化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%
80	デザインシステム系	産業デザイン科	2	2,800	1,600	57%	900	56%	32%
40	接客サービス技術系	ホテルビジネス科	2	2,800	1,715	61%	980	57%	35%
0	服飾技術系	アパレル技術科	2	2,800	1,490	53%	790	53%	28%
0	服飾技術系	和裁技術科	2	2,800	1,520	54%	820	54%	29%
20	テキスタイル技術系	染織技術科	2	2,800	1,685	60%	860	51%	31%
0	食品製造技術系	製パン・製菓技術科	2	2,800	1,615	58%	875	54%	31%
0	調理系技術系	調理技術科	2	2,800	1,625	58%	630	39%	23%
0	ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科	2	2,800	1,635	58%	640	39%	23%

## 職業能力開発大学校・短期大学校の学科・実技の割合

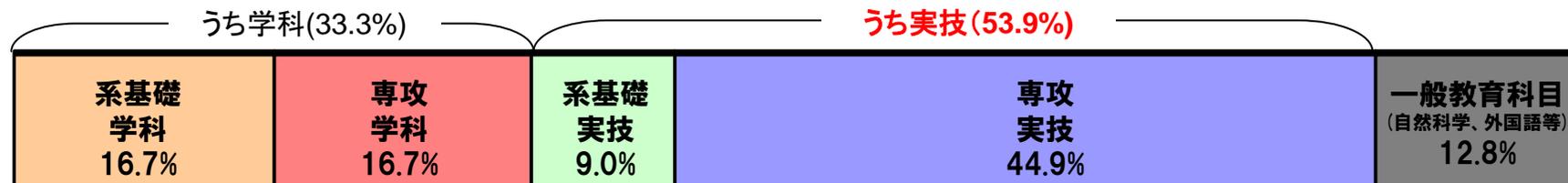
職業能力開発大学校・短期大学校の専門課程の職業訓練(高等学校卒業生等を対象、訓練期間2年、総訓練時間2800時間以上)は、29の専攻科について教科、訓練時間等の基準が定められており、必修部分について、実技の割合は、平均して5割を超えている。

また、実技、実習には、生産現場で実際に使われている実機が用いられている。  
(例:普通旋盤8台(2.5人に1台)、汎用フライス盤7台(2.9人に1台))

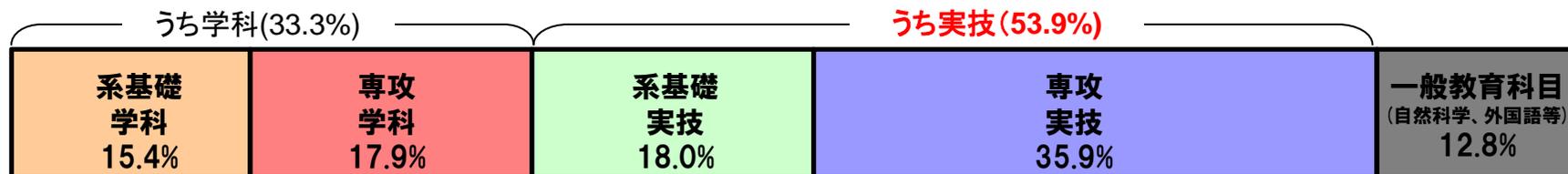
### 専門課程

#### 例:秋田職業能力開発短期大学校

##### 生産技術科(総訓練時間2,808時間)



##### 電子情報技術科(総訓練時間2,808時間)



### 応用課程

#### 例:東北職業能力開発大学校

##### 生産機械システム技術科(総訓練時間2,808時間)

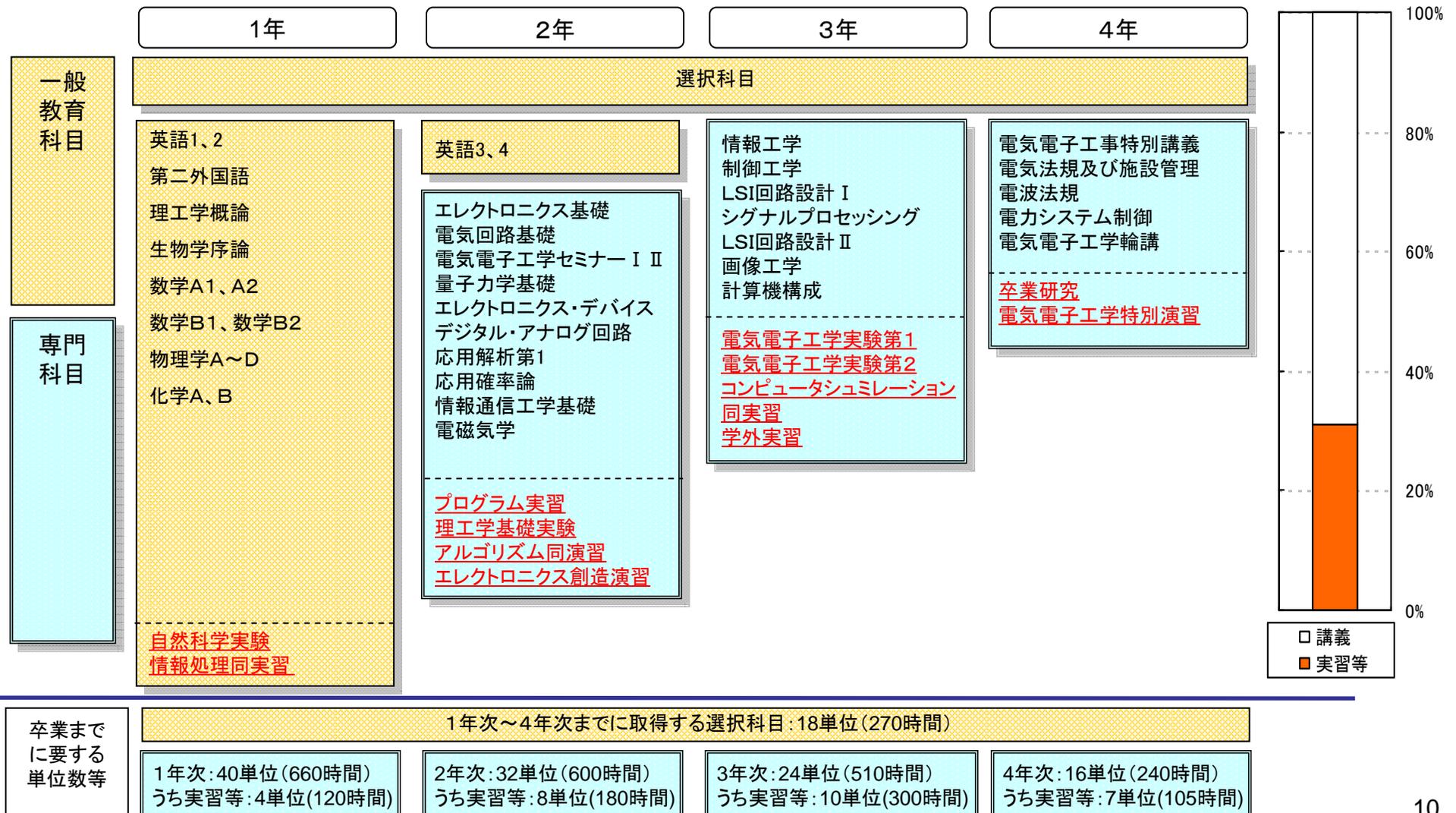


# 大学（理工学部電子工学科）のカリキュラム例

当該大学において、卒業に要する単位数分のカリキュラムのうち、演習、実験、実習、企業内実習の占める割合は、単位数換算で最大約22%、時間数に換算すると最大約31%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 130単位以上(2,385時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 29単位(870時間)

※講義及び演習については、1単位=15時間として換算  
 ※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算  
 ※卒業に要する単位数以上の履修、自主学習に費やす時間等を除く場合の推計値

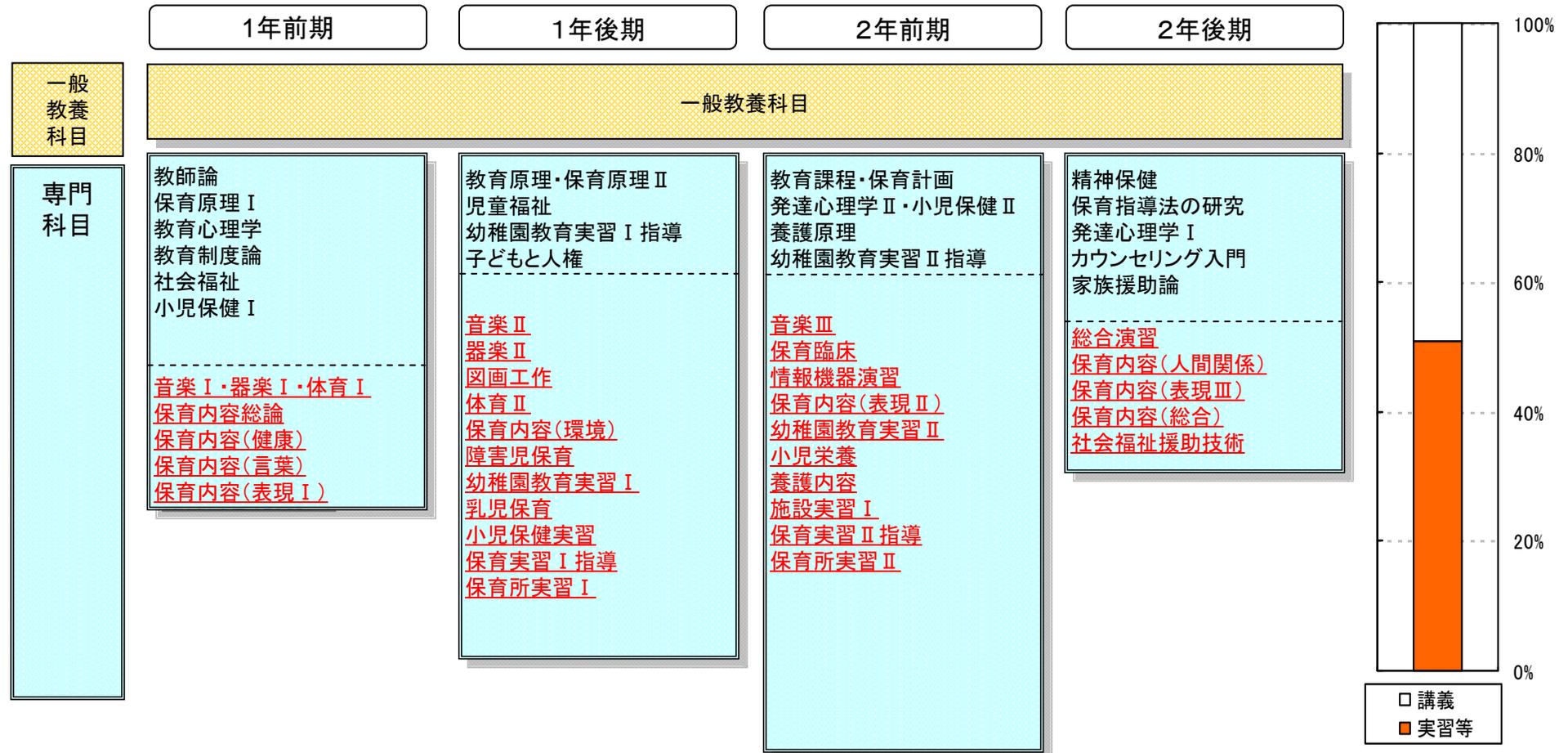


# 短期大学（児童教育学科）のカリキュラム例

当該短期大学において、保育士資格取得を目指す学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める演習、実験、実習、企業内実習の割合は、単位数換算で約45%、時間数に換算すると約51%である。

保育士資格取得に要する単位数(授業時間): 88単位以上(1,500時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 43単位(885時間)

※講義及び演習については、1単位=15時間として換算  
 ※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算

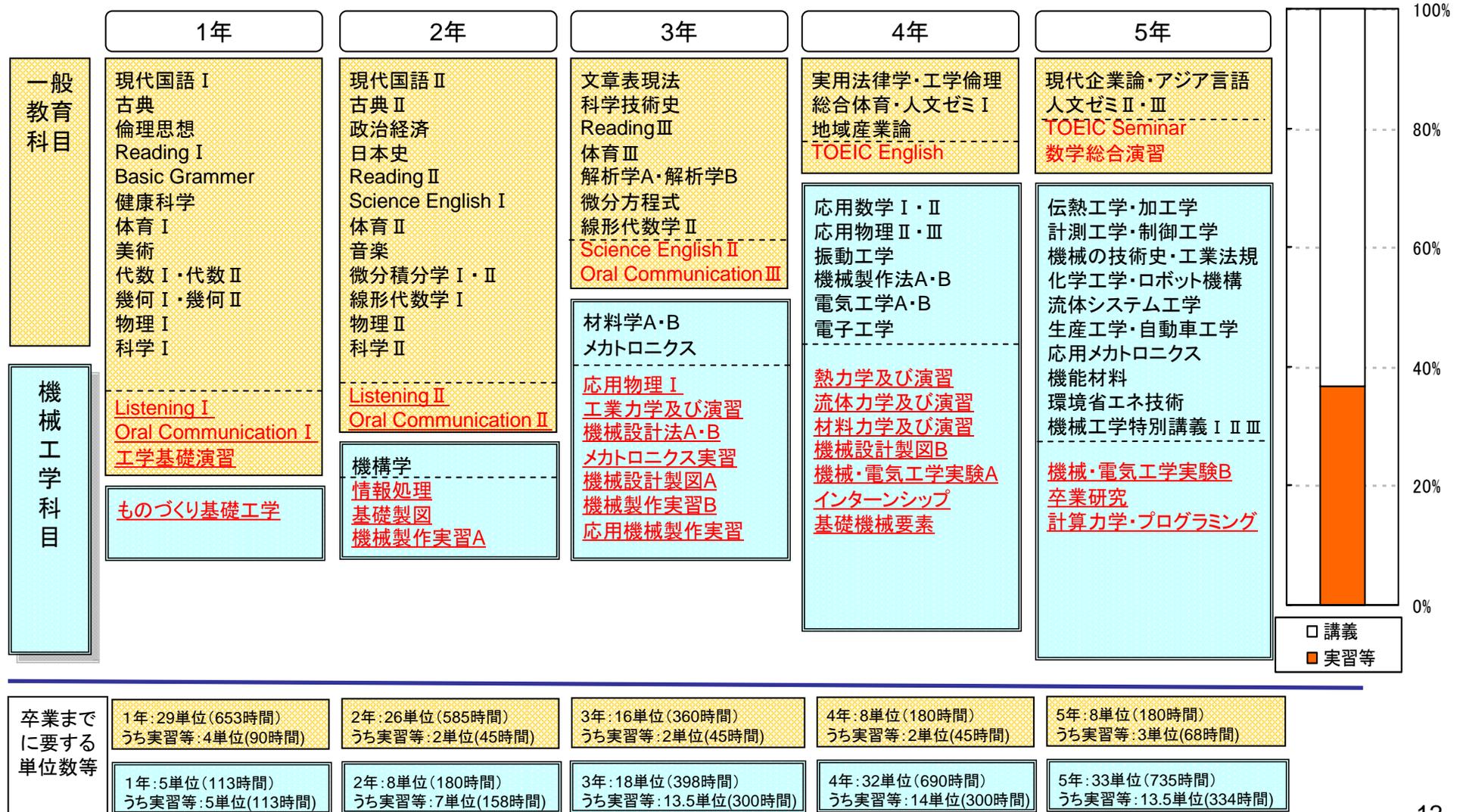


標準的に受講する単位数等	1年次～2年次までに取得する選択科目: 16単位(255時間)			
	1年前期: 19単位(285時間) うち実習等: 7単位(105時間)	1年後期: 21単位(435時間) うち実習等: 14単位(300時間)	2年前期: 25単位(480時間) うち実習等: 16単位(345時間)	2年後期: 17単位(255時間) うち実習等: 8単位(120時間)

# 高等専門学校（機械工学科）のカリキュラム例

当該高等専門学校において、学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める実習・実験等の割合は、単位数換算で約36%、時間数に換算すると約37%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 183単位以上(約4,072時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 68単位(1,496時間)

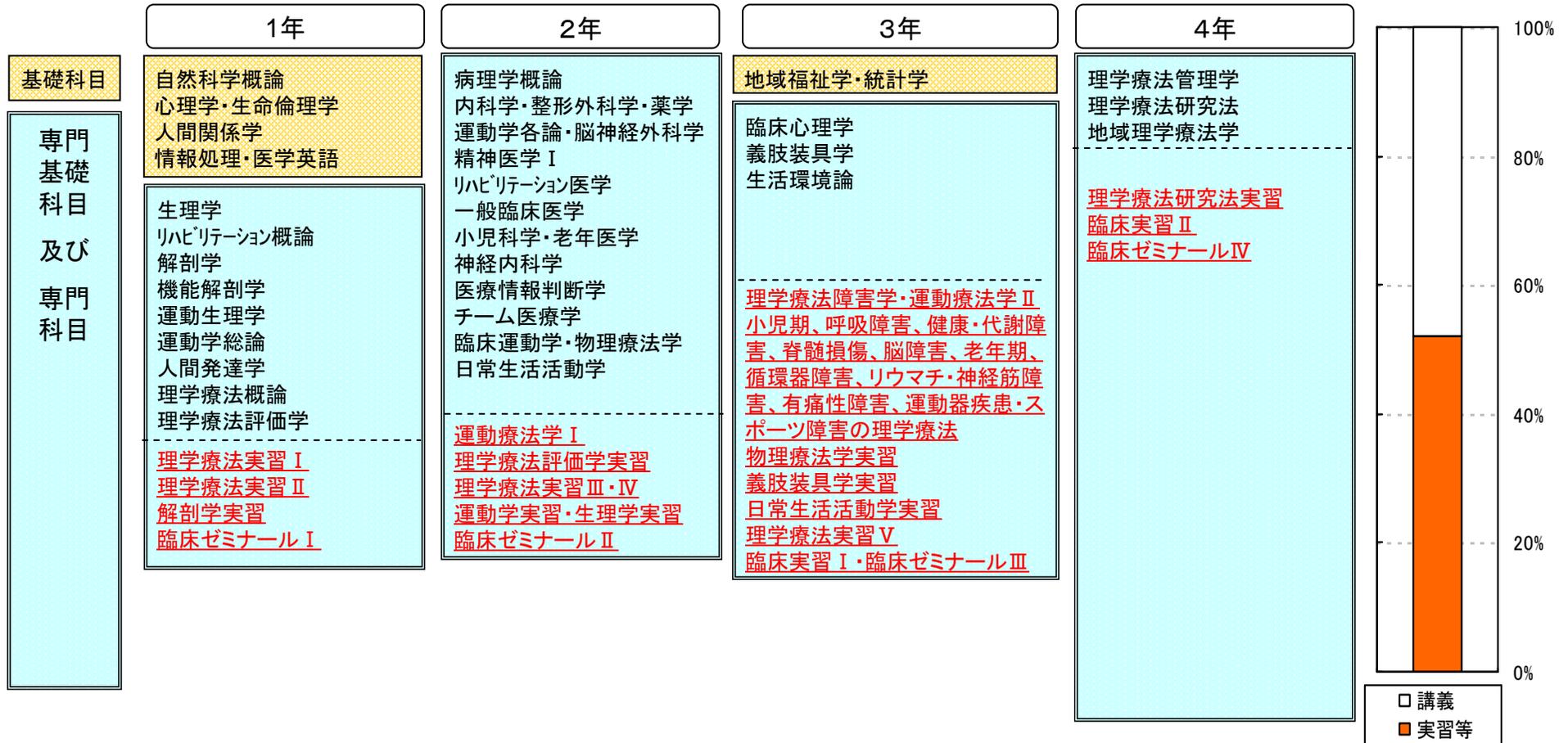


# 専門学校（理学療法学科）のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める演習・実習・実験等の割合は、時間数に換算して約52%である。

※演習科目については、講義:実習の比率を1:1として換算

卒業に要する授業時間 :3,495時間  
 上記のうち、実習等の時間 :1,823時間

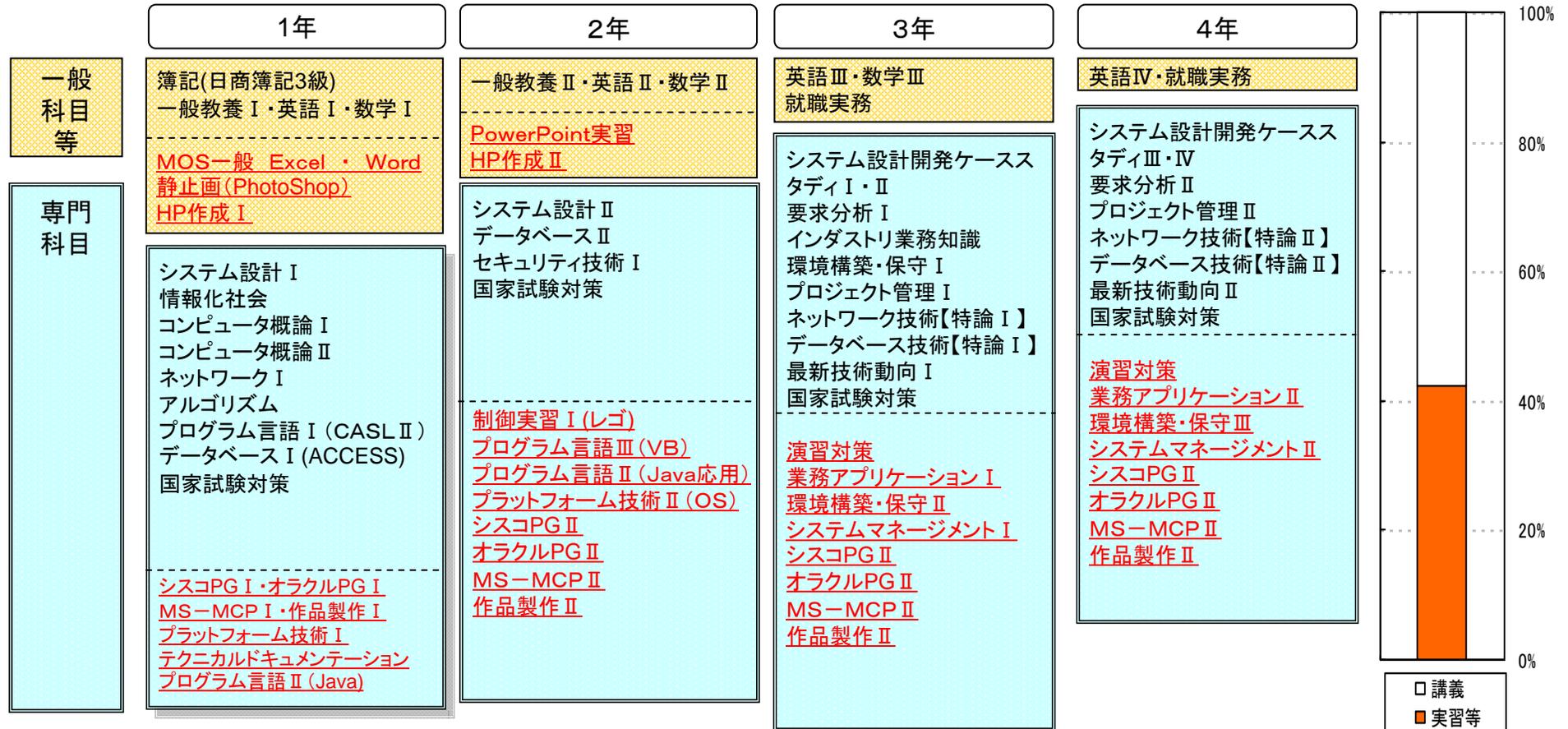


卒業までに要する学習時間	1年: 195時間 うち実習等: 15時間	2年: 810時間 うち実習等: 262.5時間	3年: 60時間 うち実習等: 0時間	4年: 1,050時間 うち実習等: 900時間
	1年: 615時間 うち実習等: 210時間		3年: 765時間 うち実習等: 435時間	

# 専門学校（情報システム科）のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実習等の割合は、時間数に換算して約42%である。

卒業に要する授業時間 : 4,364時間  
 上記のうち、実習等の時間 : 1,844時間

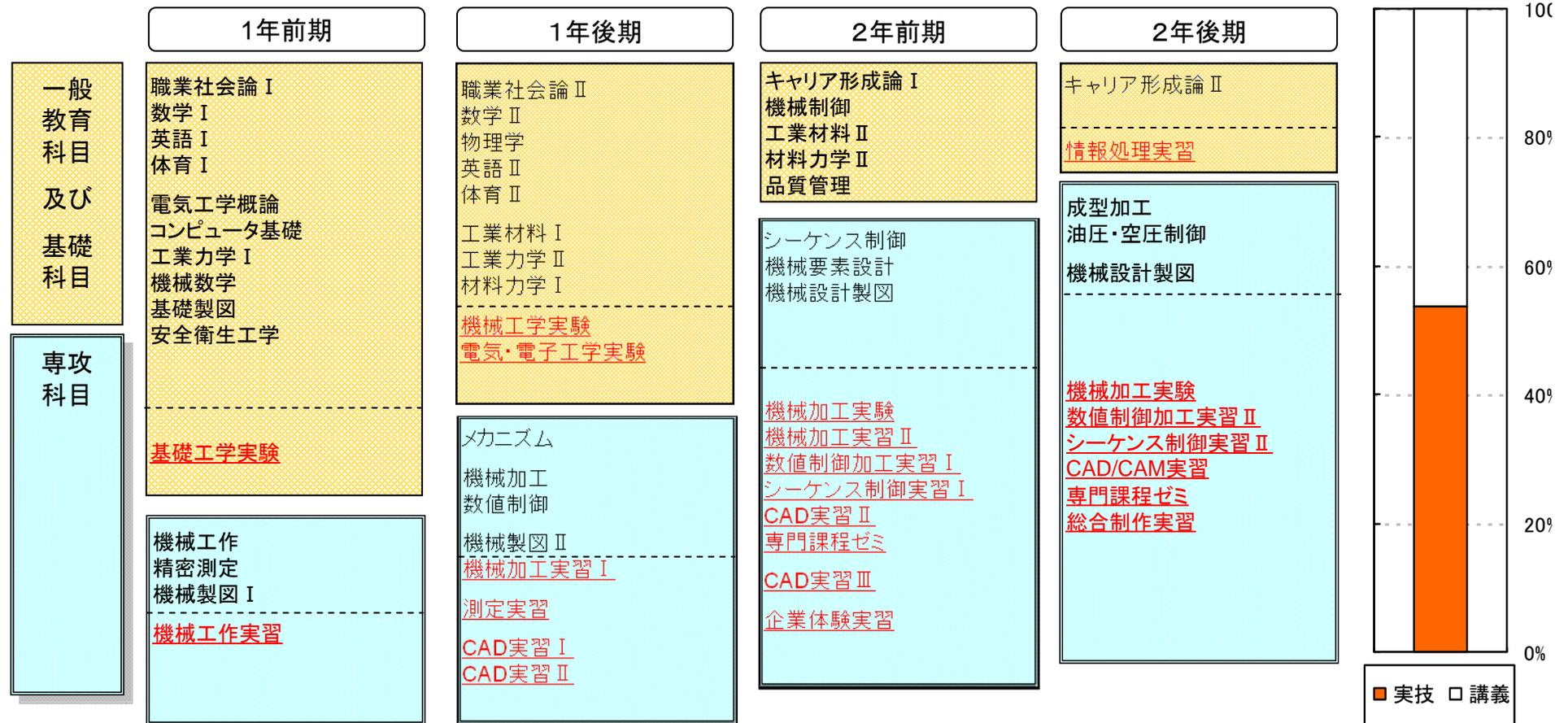


# 職業能力開発短期大学校（生産技術科）のカリキュラム例

当該短期大学校（専門課程）において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約54%、時間数に換算すると約54%である。

※1単位=18時間として換算

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
 上記のうち、実技の単位(授業時間) : 84単位(1,512時間)



卒業までに要する時間数	1年次～2年次までに取得する一般教養科目: 20単位(360時間)			
	1年前期: 38単位(684時間) うち実技: 12単位(216時間)	1年後期: 40単位(720時間) うち実技: 16単位(288時間)	2年前期: 39単位(702時間) うち実技: 24単位(432時間)	2年後期: 39単位(702時間) うち実技: 32単位(576時間)

# 職業能力開発大学校（生産機械システム技術科）のカリキュラム例

当該大学校（応用課程）において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約77%、時間数に換算すると約77%である。

※1単位=18時間として換算

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
 上記のうち、実技の単位(授業時間) : 120単位(2,160時間)



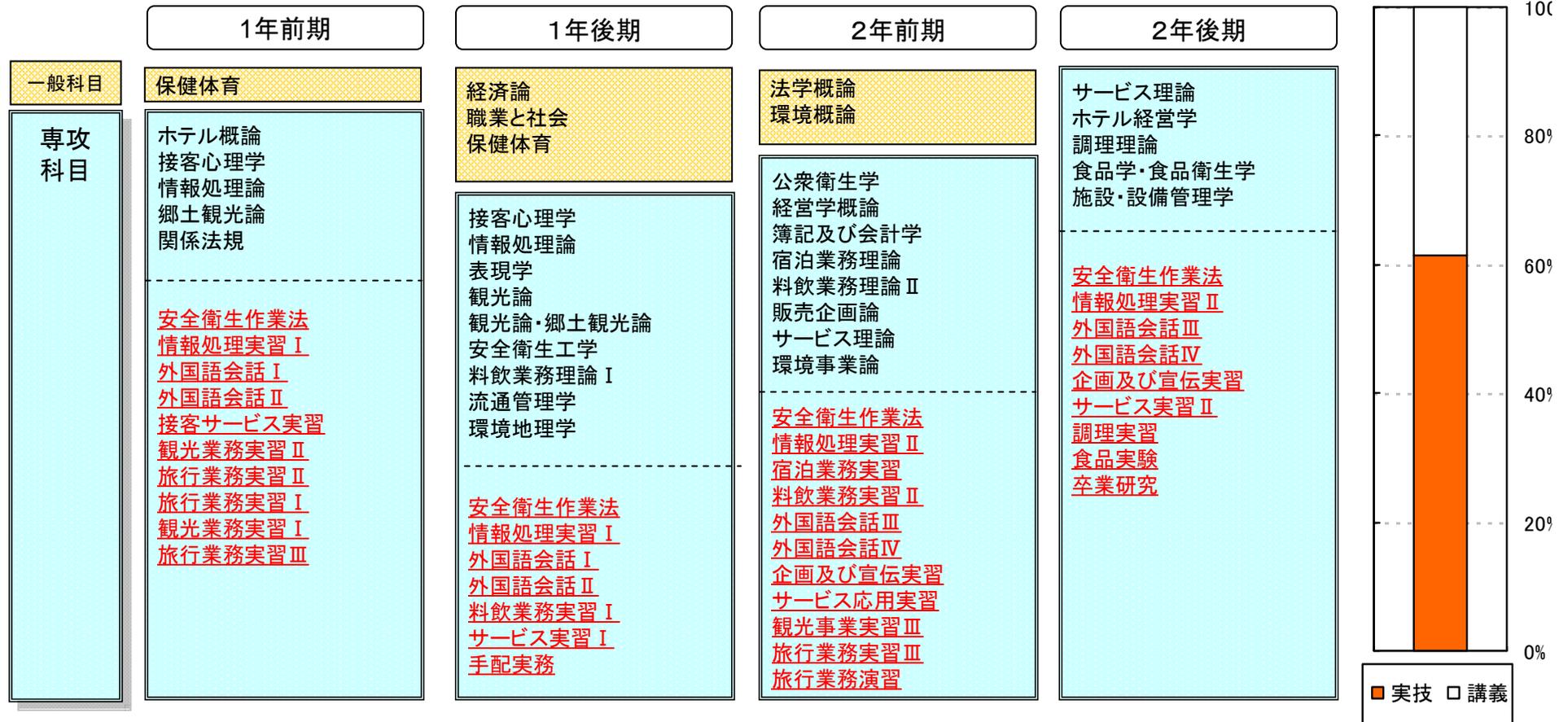
卒業までに要する時間数	1年次～2年次までに取得する専攻学科科目: 36単位(648時間)			
	1年前期: 42単位(756時間) うち実技: 36単位(648時間)	1年後期: 36単位(648時間) うち実技: 28単位(504時間)	2年前期: 42単位(756時間) うち実技: 24単位(432時間)	2年後期: 36単位(648時間) うち実技: 32単位(576時間)

# 職業能力開発短期大学校（観光ビジネス科）のカリキュラム例

当該短期大学校（専門課程）において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約62%、時間数に換算すると約62%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)  
 上記のうち、実技の単位(授業時間): 96単位(1,728時間)

※1単位=18時間として換算



標準的に 受講する 時間数	1年次～2年次までに取得する一般教養科目: 10単位(180時間)			
	1年前期: 39単位(702時間) うち実技: 24単位(432時間)	1年後期: 39単位(702時間) うち実技: 19単位(342時間)	2年前期: 39単位(702時間) うち実技: 24単位(432時間)	2年後期: 39単位(702時間) うち実技: 29単位(522時間)

# 気象大学校のカリキュラム例

当該大学校において、学生が標準的に受講するカリキュラムのうち、全体に占める演習・実験の割合は、単位数換算で約18%、時間数に換算すると約26%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 153単位以上(3,273時間以上)  
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 28単位(840時間)

※講義については、1単位=15時間として換算  
 ※**演習及び実験**については、1単位=30時間として換算

